

令和6年度児童手当制度改革のご案内

令和6年10月分（令和6年12月支給分）から児童手当の制度が拡充されます。

所得制限の
撤廃

支給対象を
高校生年代まで延長

第3子以降は
3万円支給

年6回
偶数月に支給

1. 支給月額（児童1人あたり）

区分	3歳未満	高校生年代まで
第1子、第2子	月額 15,000円	月額 10,000円
第3子以降（※）	月額 30,000円	

※ 第3子以降とは、大学生年代（平成14年4月2日生～平成18年4月1日生）以下で養育している子のうち、上から3番目以降の高校生まで（平成18年4月2日生～平成21年4月1日生）の子をいいます。

第3子以降の多子加算のカウント対象について

【例】4人きょうだいの場合

大学生年代の子は、同居・別居、進学・就職等の状況に関わらず、親等に経済的負担がある場合はカウント対象となります。		大学生	高校生	中学生	小学生
	改正前	カウント対象	×	第1子	第2子
「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。	改正後	カウント対象	第1子	第2子	第3子
	改正後	支給月額	なし	10,000円	30,000円

2. 支給月

令和6年10月分（令和6年12月支給分）からは、2ヶ月分を年6回に分けて偶数月に振り込みます。支給予定日は5日となります。（支給予定日が土曜・日曜、祝日の場合は翌日以降の平日となります）

3. 制度改革による申請手続きが必要な方

- ① 中学生以下の児童を養育しておらず、*1高校生年代の児童のみを養育している方
- ② 所得上限限度額超過で児童手当（特例給付）の支給対象外となっている方
- ③ 支給対象となる高校生年代までの児童が単身赴任や進学等の理由で、稚内市に住民票がない方
- ④ 現在、児童手当又は特例給付を受給しており、多子加算の算定対象となる*2大学生年代の子を含めて、支給対象となる高校生年代までの児童の合計人数が3人以上の方

*1 高校生年代=平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれの子

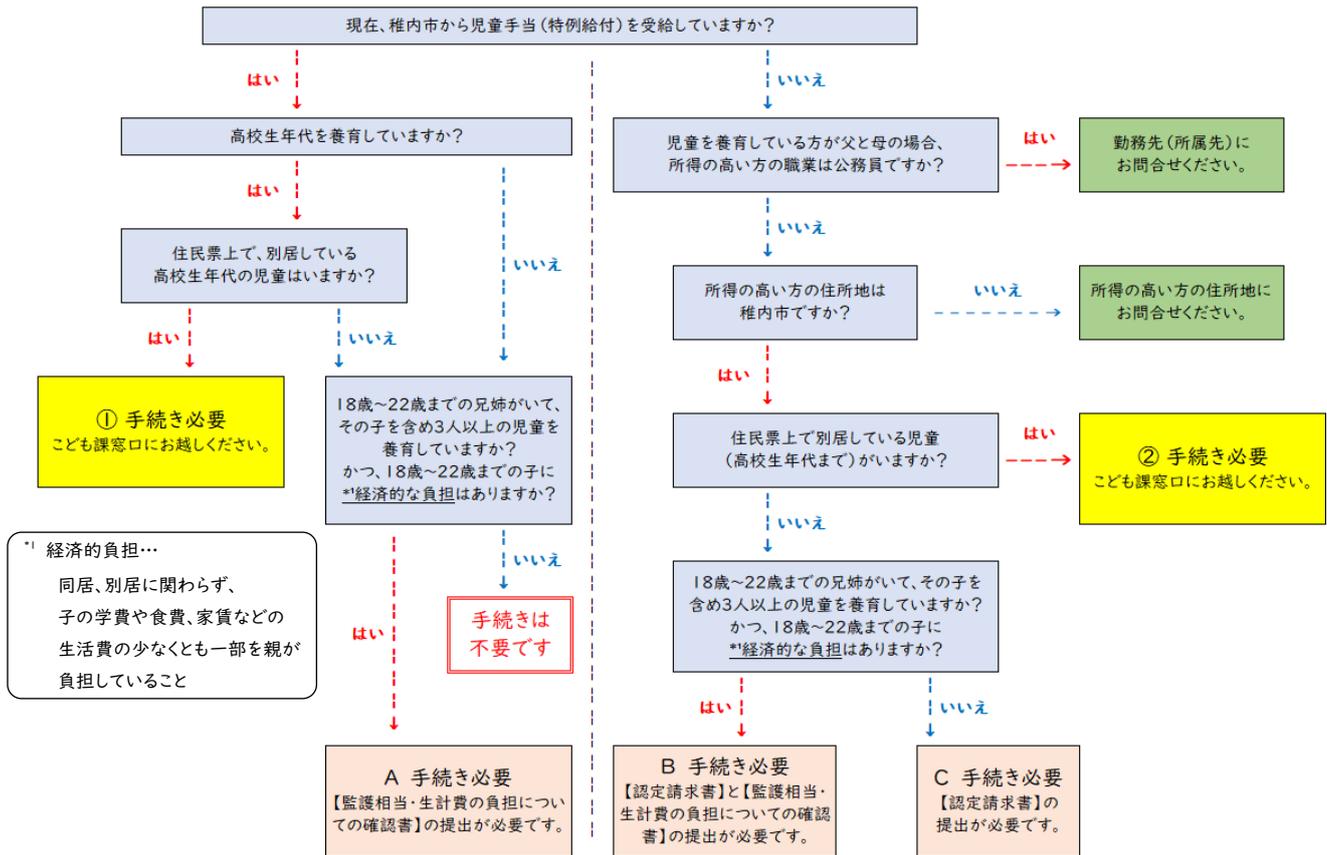
*2 大学生年代=平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれの子

■ 上記①～④に該当しない方は、原則、申請不要となります。

裏面の【手続き確認フローチャート】を確認し、申請が必要な場合は忘れずに手続きしてください。

【裏面も必ずご確認ください】

【手続き確認フローチャート】



※ ①、②の方はこども課の窓口での手続きとなりますが、やむを得ず来庁ができない方は稚内市のホームページに掲載しておりますので、ご自分でダウンロードして申請していただくか、案内文書等を郵送しますのでこども課までご連絡ください。

4. 必要な提出書類と添付書類について

Aに該当する方	Bに該当する方	Cに該当する方
<ul style="list-style-type: none"> ・監護相当・生計費の負担についての確認書 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当認定請求書 ・請求者の健康保険証の写し ・振込先口座の通帳またはキャッシュカードの写し ・請求者及び配偶者のマイナンバーカードまたは個人番号通知書の写し ・監護相当・生計費の負担についての確認書 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当認定請求書 ・請求者の健康保険証の写し ・振込先口座の通帳またはキャッシュカードの写し ・請求者及び配偶者のマイナンバーカードまたは個人番号通知書の写し

5. 申請期限について

- > 1次期限:令和6年10月31日(木) 必着 ※ 一次期限を過ぎて提出された場合は、令和6年12月の支給には間に合いませんが、二次期限までに提出すると令和6年10月まで遡って支給されます。
- > 2次期限:令和7年 3月31日(月) 必着 ※ 二次期限を過ぎて提出された場合は、申請の翌月分から支給対象となり、遡っての支給が出来ませんので期限内に提出をお願いします。

※ 申請書の記入内容に不備や添付書類に不足があった場合等は、支給が遅れることがあります。

問合せ先 <ご不明な点等ありましたら、稚内市HPまたはこども課までご連絡ください。>

稚内市教育委員会こども課子ども・子育てグループ
電話 0162-23-6529 / 0162-23-6530

わからない子育て
応援サイト「え〜る」

